



ひらせい リフォーム 施工事例

リフォームかわら版
vol.69

今回は、介護保険制度利用リフォームについてのお話です。

介護認定(要介護・要支援)を受けている方のために必要な手すりの取付けや床段差の解消といった住宅改修をすると、改修費の9割(支給限度基準額20万円の9割=18万円最大)が支給されます。申請に関しては担当ケアマネージャーさんと工事会社が連携して行います。大切なご家族のために介護保険制度利用リフォームしてみませんか？

介護保険住宅改修の対象となる工事

①手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動又は移乗動作に役立つ事を目的として手すりを設置するもの。



②床段差の解消

各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修。
敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等。



③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更

居室においては畳敷から板製床材、クッションフロア等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等

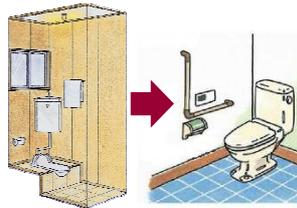
④引き戸等への取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。



⑤洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合。



⑥その他①から⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

手すりの取付けのための壁の下地補強、扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事など。

介護保険住宅改修費用の支払方法は二つ

償還払い…工事業者に費用を先に払い、後から支給を受ける。

受領委任払い…支給額を除いた金額のみを工事業者に払えば良い。(但し、工事業者が受領委任取扱事業者の場合)

1度限りではない？ 介護保険住宅改修

- ・対象者お一人支給限度額20万円に達するまで必要に応じ何度でも申請し利用できます。
- ・対象者の介護の必要程度が3段階以上上がった場合(3段階リセット)や対象者が転居された場合は、再度申請し利用できます。

H様邸の場合

お父様とお母様の介護保険制度利用工事のお手伝いをさせて頂きました。

【1回目】お父様のため

浴室を滑りにくい床材にし、浴室やトイレ・廊下に手すり取付

【2回目】お父様のため

3段階リセット
寝室までの廊下の段差解消、ドアを引き戸に

【3回目】お母様のため

システムバスにして脱衣室、浴室の段差解消、手すりの取付

お気軽にお問い合わせ下さい！

0120-312-341



エクステリア
住まいのお手伝い
事業部